

第13号

令和8年

9月1日発行

# 古河市農業委員会だより

～農地と食を守る農業委員会～



33歳で会社員から転身し、年間18haの畑でキャベツを栽培する小島洋一さん（45歳・上砂井）。土壌診断で栄養を細かく調べ、害虫対策も徹底。豊作だった春蒔きに続き、夏蒔きも豊作を願いながら丁寧に苗を育てています。元気に育ったキャベツを秋に皆様の食卓へお届けします。

## ◆ 令和8年度農業委員会総会日程等のお知らせ(10月～3月) ◆

| 総会開催予定日       | 許可申請等受付日                       |
|---------------|--------------------------------|
| 令和8年10月13日(火) | 9月17日(木)・18日(金)                |
| 令和8年11月10日(火) | 10月19日(月)・20日(火)               |
| 令和8年12月10日(木) | 11月17日(火)・18日(水)・19日(木)・20日(金) |
| 令和9年 1月12日(火) | 12月17日(木)・18日(金)               |
| 令和9年 2月10日(水) | 1月18日(月)・19日(火)・20日(水)         |
| 令和9年 3月10日(水) | 2月17日(水)・18日(木)・19日(金)         |

## 農業委員会はこんな仕事をしています

農業委員会は、農業委員（19 名）と農地利用最適化推進委員（25 人）で構成されています。農地法に基づく許認可などの法令業務と農地等の利用の最適化「担い手への農地利用の集積・集約化」「遊休農地の発生防止・解消」「農業新規参入の促進」に取り組んでいます。

### 【農地法に基づく法令業務】

総会において農地の権利移動（売買・賃借・転用）についての審議・許可、農地転用申請書の受理や意見書の添付など行う（総会毎月実施）

### 【農地集積・集約化、新規参入業務】

- ・農地の仲介、マッチング
- ・就農希望者からの相談対応と情報提供
- ・営農計画の聞き取り、アドバイス

### 【遊休農地の発生防止・解消】

- ・農地パトロール（利用状況調査）  
※ 10 月～12 月実施
- ・遊休農地の利用意向調査  
※ 2 月～3 月実施



総会で議案を審議する農業委員

## こんな時は手続きが必要です

| 相談内容                    | 必要な手続き                                           |
|-------------------------|--------------------------------------------------|
| 農地を耕作するために売買したい         | 農地法第 3 条の許可申請                                    |
| 相続で農地を取得した              | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出（農地法第 3 条許可で取得された場合を除く） |
| 農地に住宅を建てたい              | 農地法第 4 条、第 5 条の許可申請（ただし、市街化区域は届出）                |
| 農地を転用するために売買（賃借）したい     | 農地法第 5 条の許可申請（ただし、市街化区域は届出）                      |
| 農地に農機具小屋を建てたい（敷地の拡張含まず） | 農地法第 4 条第 1 項第 9 号適用除外通知（200㎡未満）                 |
| 農地の賃貸借を解約したい            | 農地法第 18 条の合意解約の通知                                |
| 農地の相続税納税猶予制度の適用を受けたい    | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願                               |

※申請・届出・証明等にはそれぞれ要件がありますので、詳しくは農業委員会にお問い合わせください。

※許可を受けずに農地を転用することは、農地法違反です。懲役または罰金が適用される場合がありますので十分ご注意ください。

## 農業委員会総会での審議審査の状況（令和7年4月～令和8年3月）

【件数】

|              | 4月 | 5月 | 6月  | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月  | 3月 | 合計  |
|--------------|----|----|-----|----|----|----|-----|-----|-----|----|-----|----|-----|
| 農地法第3条       | 3  | 13 | 7   | 10 | 6  | 4  |     | 6   | 16  | 8  | 10  | 8  | 91  |
| 農地法第4条       |    |    |     |    | 1  |    | 2   | 1   | 1   | 1  |     |    | 6   |
| 農地法第5条       | 10 | 15 | 22  | 25 | 15 | 8  | 11  | 15  | 9   | 12 | 9   | 11 | 162 |
| 農地中間<br>管理事業 | 29 |    | 125 |    | 27 |    | 86  | 59  | 4   |    | 121 |    | 451 |
| 現況確認証明       | 6  | 3  | 2   | 8  | 5  | 5  | 4   | 2   | 6   | 2  | 2   | 6  | 51  |
| その他          |    | 1  | 21  | 5  | 4  |    | 2   | 8   | 12  | 2  | 2   | 4  | 61  |
| 合計           | 48 | 32 | 177 | 48 | 58 | 17 | 105 | 91  | 48  | 25 | 144 | 29 | 822 |

### ■ 農地法

第3条…農地を耕作するための農地の売買や貸借等の権利の設定（賃貸借の場合は自動更新）

第4条…農地の所有者等が自ら行う農地の転用

第5条…農地の権利を取得して行う農地の転用

### ■ 農地中間管理事業

「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、県農林振興公社が所有者と担い手の賃借を仲介するもの

### ■ 現況確認証明

非農地証明及び転用事実証明（条件を満たした農地）

### ■ その他

事業計画変更承認（転用関係）、農地改良届出に対する同意、「地域農業経営基盤強化促進計画」（地域計画＊）に対する意見聴取など

＊「地域計画」とは、高齢化や人口減少が進む地域で、10年後に誰がどの農地を耕作するかを話し合い、未来の農地利用をまとめた設計図（目標地図）。

## ◆◆◆ 農地法等の許可申請は余裕をもって！ ◆◆◆

農地を所有権移転するときや農地以外の目的で使用するときは、**農業委員会の許可が必要です。**

■ 許可案件については、**毎月17日から20日（開庁日のみ）に受理**したものを翌月の農業委員会総会（原則10日）に諮り許可書を発行します。

■ 申請の際には、記載漏れや誤りがないか、添付書類は揃っているかなどをよく確認してから申請してください。

■ 申請書、添付書類に不備や不足がありますと、当月分として受付できなくなりますので事前に窓口でご相談の上、余裕をもって申請手続きを行ってください。

■ 30a以上の転用許可申請については、一般社団法人茨城県農業会議に意見を聞く必要があるため、早めに協議をお願いします。

※締切日以降の申請は、**翌月分扱い**となりますのでご注意ください。

（詳しくは農業委員会事務局までご相談ください。）

## 生涯現役！お米と野菜作りに情熱を注ぐ、仲良し夫婦



甘くておいしい玉ネギができました。  
(自宅前の畑にて)

### ＜経営内容＞

お米を 3 ha、畑を 20a 借り受けキャベツを  
65a 栽培しています。

関戸地区にお住まいの関彰さん（87歳）、セツ子さん（85歳）ご夫婦は、御年を感じさせない若々しさで、毎日元気に農作業に励まれています。

「今は農機具のおかげで作業がずいぶん楽になった。」と微笑むご主人ですが、若い頃夫婦で農業を始めてすぐ日照りが続き、二人で井戸から手汲みで何度も水を運び、必死に作物を守ったことが今でも思い出されるそうです。

ご夫婦にとって何よりの楽しみは、東京に住むお孫さんとの時間です。毎年田植えの時期になると手伝いに駆けつけてくれ、作業が終わった後の家族みんなでの外食が最高の喜びだと語ってくれました。

## ◆ 今年も実施します！ 農地パトロール（利用状況調査） ◆

農業委員会では、農地法第 30 条に基づき農地が有効に利用されているかを確認するため、10 月から 12 月にかけて市内のすべての農地を対象に「農地パトロール（利用状況調査）」を行います。農業委員や農地利用最適化推進委員が農地を見回り、調査の過程で農地に立ち入ったり、お話をお伺いすることもあります。皆さんのご理解ご協力をお願いします。

### ■ 利用意向調査

利用状況調査で荒廃農地と判断された農地の所有者に対し、今後の農地利用について意向調査を行いますので、必ず回答してください。

農業委員や農地利用最適化推進委員は、  
『**緑色の帽子と指定の腕章を着用**』しています。



昨年の農地パトロールの様子

R 7 調査結果 ▶ 遊休農地 333.6 ha

## 編集後記

残暑厳しい日が続きますが、市内の田んぼでは黄金色の稲穂が風に揺れ、実りの秋はもうすぐです。ところで、皆さんはご存じですか。太陽光発電などの再生可能エネルギーが増えると私たちの電気料金に上乗せされる再エネ賦課金も増える仕組みになっているようです。耕作ができないなどで農地の扱いに迷ったときは、自己判断で進めず、まずは農業委員へご相談ください。私たちと一緒に農地を守り、活かす方法を考えて行きましょう。

広報委員 関口 浩  
委員長 長島 義雄  
副委員長 関口 浩  
委員 北島 嘉市  
委員 針谷 真治  
委員 船橋 弘光  
委員 直井 忠雄  
顧問 二宮 誠